

## Client Alert

16 November 2020

### グローバル企業のための、贈収賄・汚職防止に向けたコンプライアンス： マレーシア腐敗防止委員会法の改正による、新たな法人処罰制度

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



Kherk Ying Chew  
Partner, Malaysia  
+603 2298 7933  
[kherkying.chew@wongpartners.com](mailto:kherkying.chew@wongpartners.com)



Eddie Chuah  
Associate Principal, Malaysia  
+603 2298 7939  
[eddie.chuah@wongpartners.com](mailto:eddie.chuah@wongpartners.com)

#### 概要

マレーシアにおいて、従前は贈賄行為に関する法人処罰規定は設けられていなかったが、2020年6月1日から施行されている、2018年改正のマレーシア腐敗防止委員会法により、英国 Bribery Act の法人処罰制度をモデルとした、法人及び取締役等に対する処罰制度が導入された。本アラートでは、同改正により新設されたセクション 17A における法人処罰制度、及び法人が同制度のもとでの刑事責任を免れるための防御策/抗弁として認められている適正手続について概説する。

#### セクション 17A の法人処罰制度

セクション 17A は、マレーシアで事業を行う、外国企業を含む全ての企業について、当該企業の関係者が、当該企業のために事業獲得又は維持を目的して不正に賄賂を第三者に供与した場合に、処罰対象としている。また、セクション 17A は、当該企業の関係者が贈賄行為を行った場合に、関係者による贈賄行為の認識の有無にかかわらず、取締役、従業員、企業を代理して業務を実施する者についても、贈賄行為を行ったものとみなされ、処罰対象となる。企業に対する罰則として、賄賂の価値の 10 倍以上の金額又は 100 万マレーシアリングット（約 25 百万円）のいずれか高い方の罰金、及び取締役等の罰則として、(i) 賄賂の価値の 10 倍以上の金額又は 100 万マレーシアリングット（約 25 百万円）のいずれか高い方の罰金、及び又は(ii) 20 年以下の禁錮刑が科され得る。

#### 防御策/抗弁としての適正なコンプライアンス手続

もっとも、セクション 17A は、同時に、企業が、贈賄防止のための適正なコンプライアンス手続を導入していたことを立証することで、処罰責任を免れ得ることを認めている。

この点、マレーシア首相府は、2018年12月10日にこうした適正手続に関するガイドラインを公表し、企業の規模、性質、リスク等を踏まえた実践的な



## 本アラートに関する お問い合わせ先：



武藤 佳昭  
パートナー  
03 6271 9451  
[yoshiaki.muto@bakermckenzie.com](mailto:yoshiaki.muto@bakermckenzie.com)



茨城 敏夫  
パートナー  
03 6271 9507  
[toshio.ibaraki@bakermckenzie.com](mailto:toshio.ibaraki@bakermckenzie.com)



吉田 武史  
パートナー  
03 6271 9723  
[takeshi.yoshida@bakermckenzie.com](mailto:takeshi.yoshida@bakermckenzie.com)



栗原 里枝  
アソシエイト  
03 6271 9762  
[rie.kuwabara@bakermckenzie.com](mailto:rie.kuwabara@bakermckenzie.com)

腐敗防止方針を策定する上での指針となる5つの原則を下記のとおり提示している。

1. **経営陣によるコミットメント**— 経営陣には、汚職を容認しないという倫理姿勢を示すことが期待される。また、経営陣は、企業が自社に適用のある贈収賄防止法規制を遵守するべく、自ら率先して汚職リスクの軽減に関与し、内部統制システムの有効性の向上のための組織的取り組みの指揮を執るとともに、強固な腐敗防止方針の実施及びそのコミットメントを内外に発信する。
2. **リスクアセスメント**— 企業は、汚職のリスクを特定すべく、定期的な汚職のリスクアセスメントの実施に加え、3年に一度の包括的なリスクアセスメントを実施する必要がある。企業は、直面する特定のリスクに対して実効性のある腐敗防止方針を設計し、随時更新する。
3. **管理手法**— 企業は、特定された汚職リスクに対応すべく、企業の性質・規模に応じたデューデリジェンスや厳格な財務管理などの適切な管理措置を実施する必要がある。
4. **システミックレビュー・モニタリング・実施**— 経営陣は、腐敗防止方針の運用、有効性及び効果を定期的に検証し、かかる検証プログラムが継続的に機能するようにする。検証された問題点は、腐敗防止システムを改善するために活用する。
5. **トレーニング・コミュニケーション**— 企業は、腐敗防止方針を社内外に伝達するだけでなく、従業員や外部の利害関係者に対して定期的にトレーニングを実施する必要がある。

現段階において、マレーシアでは、改正されたばかりのセクション17Aが執行された事例は存在しないものの、2019年の公務員や個人に対するマレーシア腐敗防止委員会法に基づく逮捕件数は、合計1101件であり、前年の894件と比較して増加している。かかる執行状況は、コロナ渦においても影響を受けていないものと考えられている。このようなマレーシア国内の贈収賄規制の強化と法執行の厳格化という潮流を踏まえ、今後、積極的にセクション17Aが執行されることも想定される。

## 今後の実務対応

以上を踏まえ、今後の実務対応として考慮すべき内容は、以下のとおりである。

- マレーシアに現地子会社、合弁会社等の現地拠点を有する日本企業は、当該現地拠点における贈賄防止のためのコンプライアンス手続の構築状況について確認し、いまだ贈賄防止のためのコンプライアンス手続の導入が実施されていない場合には、マレーシア政府の公表する適切手続ガイドラインに準拠する形でのコンプライアンス手続の導入を実施することが望ましい。
- 一方で、マレーシア現地拠点において、既に贈賄防止のためのコンプライアンス手続の導入が実施されている場合には、マレーシア政府の公表する適切手続ガイドラインを踏まえたGAP分析を実施した上、不足がある点については、これを補うよう改善活動を実施することが望ましい。